（2026 年 10 月 1 日現在）

代金取立手形規定

1. **（取扱証券類）**
手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。

2. **（要件の補充等）**
(1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
(2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
(3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. **（手数料等）**
(1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不備返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
(2) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

4. **（発送）**
証券類の取立を当金庫の他の本支店または他の金融機関に委託して行なう場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

5. **（引受けのない手形等の取扱い）**
(1) 引受のない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するにとどめ引受けおよび支払いのため呈示をする義務を負いません。

6. **（取立手形の入金）**
(1) 手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
(2) 「期日入金手形」以外の証券類については、金融機関相互間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

7. **（証券類の不渡り）**
(1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛てに発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
(2) 不渡りとなった証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
(3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

8. **（証券類の組戻し）**
(1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
(2) 組戻しをした証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

9. **（証券類の紛失、通信の遅延等）**
証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

10. **（譲渡、質入れの禁止）**
代金取立の依託にもとずく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

以　上

しののめ信用金庫